

長岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき出資団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月3日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

公立大学法人長岡造形大学
（所管課：政策企画課）

2 監査の範囲

令和5年度出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和6年12月5日から12月20日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 定款及び会計規程等の諸規程は整備されているか。
- (2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 事業報告・決算書等は法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 関係帳簿の整備及び記帳は適切か。領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- (6) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

(7) 人件費は事業規模に比べて適正か。

(8) 経営成績、経営状況は良好か。

6 監査の結果

適正に処理されていました。

なお、今後の大学運営について、以下のとおり意見を述べます。

《意見》

今後の大学運営について

承継資金については、前身の学校法人から公立化に当たって引き継いだ後、第4アトリエ棟の建設費をはじめ新たな施設整備費や修繕費等に充てられてきた。現段階では残高に余裕があるものの資金には限りがあることから、今後も安定した大学運営が行えるよう、承継資金に頼らない資金計画を検討されたい。

施設の修繕については、長期修繕計画に基づき対応しているが、開学から約30年が経過し、今後、耐用年数の経過に伴う大規模な修繕や施設の建替えを必要とする時期を迎える。施設の適正管理のため、資金確保を含めた計画策定について検討されたい。

卒業生については、地元定着の増加が期待される。地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に資するため、地元への就職者数の増加や、産業振興につながる具体の取組を一層進められたい。